

研究会の位置づけ

◀生活支援体制整備事業における研究会について▶

- 生活支援サービスの充実に関する研究会を立ち上げ、関係する主な団体、機関に参画を求め
議論

【関係する団体・機関の例】

包括、社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業等

⇒佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の介護保険検討会に位置づける。

【検討事項】ニーズと地域資源の把握○市町村の方針の決定・市町村が目指す地域の姿や協議体・コーディネーターの設置、サービス充実の方針の決定

No.	区分	主な内容	期間	回数	26年度				27年度				28年度			
					27年1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月			
①	生活支援体制整備事業 (資源の開発)	地域資源の洗い出し確認作業	27ヶ月	随時												
		生活支援サービスの充実に関する研究会の立ち上げ⇒⇒協議体・コーディネーターの設置、サービス充実について佐倉市の方向性を検討する。	27ヶ月	3回												
		協議体の設置	18ヶ月	随時												
		生活支援コーディネーターの配置	18ヶ月													

研究会の位置づけ

〈検討会の構成委員〉

～平成 25 年度第 1 回配布資料より～

【検討会】（第 9 条）

・推進懇話会の委員 7 人以内で構成（福祉部長が選定）する組織により、【所掌事務】（1）・（7）について調整等を行うため、検討会を開催する場合があります。

※佐倉市高齢者福祉検討会並びに佐倉市介護保険検討会は、計画の見直しの際に、高齢者福祉事業に関することと、介護保険事業に関する事項について、特化して検討が必要とする場合に、それぞれの検討会を設置し、検討を行います。

（1）高齢者福祉検討会 老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

[敬称略]

高齢者福祉検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	福祉	1	社会福祉協議会		たにの ひろき 谷野 宏輝
2		民生委員児童委員		けんち ひらこ 釘地 平子	
3		ボランティア団体		せ お きよし 瀬尾 潔	
4		高齢者クラブ		とりづか きみこ 鳥塚 キミ子	
市民	5	公募市民（1号被保険者・女性）		はまだ はるみ 濱田 はるみ	
	6	公募市民（1号被保険者・男性）		のしろ ゆたか 能代 裕	
	7	公募市民（2号被保険者・男性）		ひがしの まさあき 東野 正明	

（2）介護保険検討会 介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

[敬称略]

介護保険検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	医療	1	医師		いわぶち やすお 岩淵 康雄
2		歯科医師		ほかりや ひきお 秤屋 尚生	
介護	3	施設介護サービス事業者		てらだ ようすけ 寺田 洋介	
	4	在宅介護サービス事業者		おおの てつよし 大野 哲義	
市民	5	公募市民（2号被保険者・女性）		なかがわ きぬこ 中川 絹子	
	6	公募市民（20歳以上の女性）		たしろ かずみ 田代 和美	
学識	7	学識経験者		すずき まさゆき 鈴木 雅之	

改め案

【介護保険検討会】

[敬称略]

介護 保険 検討 会	分野	選 出 区 分	氏 名	備 考	
	福祉	1	社会福祉協議会	ふかさわ たかし 深沢 孝志	
		2	民生委員児童委員	けんち ひらこ 釧地 平子	
		3	ボランティア団体	せ お きよし 瀬尾 潔	
		4	高齢者クラブ	とりづか き み こ 鳥塚 キミ子	
	介護	5	施設介護サービス事業者	てらだ ようすけ 寺田 洋介	
		6	在宅介護サービス事業者	おおの てつよし 大野 哲義	
市民	7	公募市民（20歳以上の女性）	たしろ かずみ 田代 和美		

※介護保険検討会に研究会の機能を位置づける。